

令和2年10月30日(金) 午後5時15分～

大阪広域環境施設組合 あべのルシラス11階 会議室A

環境施設組合事務局長以下、大阪市職員労働組合環境局支部支部長以下との本交渉議事録

(労働組合)

それでは、私の方から、「2021年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れ」にあたり、一言、申し上げておきたいと思います。

私たちが携わっている環境行政・廃棄物行政は申し上げるまでもなく、市民生活とともにあり、市民生活に直接影響を与える事業であるとともに、焼却工場・処分地事業についても連動した重要な事業でありますから、事業のあり方については熟慮し、展開することが重要だと考えています。

私たちは、この間、環境局との交渉にあたっては、長きにわたり労働組合としても政策提起等も行いながら、労使が一体となった取り組みとして、日々市民サービスの充実に向けて議論し努力してきました。しかしながら、現在におかれましては、市側は管理運営事項として施策展開されており、環境施設組合についても同様のスタンスで事業を進められているかと思えます。しかし、管理運営事項であっても勤務労働条件に影響を及ぼす内容に関しては、支部・環境施設組合間の十分な交渉・協議が必要でありますから、今後についても円滑な協議を行われるよう求めておきたいと思えます。

2021年度の要員配置について、当支部におきましては、企画立案に携わる組合員や、市民・事業者に対して公権力を行使し、事業を遂行する組合員も多く在籍しており、事業を進めていくうえで、職員が十分な知識・情報量を持って、公正かつ適正にこれらの行為を実行する必要があると考えております。そのためには、適切な要員配置が必要不可欠であり、職員数の削減計画達成に向けた数字合わせともいえるような人員削減については反対であることを強く訴えておきたいと思えます。

今後の交渉にあたっては、環境施設組合として今後の事業展開に関する考え方を早期に明らかにされ、業務に見合った人員の確保はもちろんのこと、新たな要素等に対しても、必要人員数を明らかにした上で、適切な交渉・配置を行われる

よう、求めておきます。

また、次年度の要員配置については、環境施設組合として「業務内容・業務量に見合った執行体制の構築」を進め、「仕事と人」の慎重な関係整理にもとづき行ない、それに見合った派遣職員及び事業担当主事の確保や適切な人事配置に努めていただきたいと思います。

「働き方改革関連法」が可決され、2019年度より年間5日以上の有給休暇取得の義務化や、時間外労働時間の上限が定められました。

超過勤務労働時間については、突発の事象にかかる対応の為に生じた時間外労働については一定理解をするものの、各工場による偏りや特定の組合員への偏りが散見されることから、計画的な工場の運営管理や、必要な業務の精査及び職場内での業務分担の平準化を含む、フォロー体制の構築についても引き続き取り組んでいただきたいと思います。また、「サービス残業」の実態につきましても、環境施設組合として、引き続き、打刻時間と超過勤務命令の関係把握を行うことや、その結果を踏まえた、適正な要員配置を求めておきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症については、環境局ルシアス職場から当支部組合員が感染する事態となりました。その後、環境局ルシアス職場にて、出勤者数の抑制を実施するなど、感染拡大を防ぐ取り組みを行ってきたところです。一方で、緊急的な状況下での対応・対策であったことから、今後さらなる超過勤務の増加など、労働条件に与える影響が発生する可能性があることから、環境施設組合においても、近年、頻発する台風や地震などの大規模な自然災害対応を含む、非常時を想定した業務執行可能な要員配置が必要であると考えます。

現場の混乱は、労働条件に関わるだけでなく、結果的に市民生活や災害非常時対応業務そのものに影響します。課題の抽出・整理と改善や、今後起こりうる更なる災害非常時発生時に必要とされるノウハウを持った人材の育成及び確保などについても充実を求めておきたいと思います。

さらには、職場環境改善にかかる事項についても、支部一所属間での交渉事項となっていますから、私たちが職場環境の現状を把握して環境施設組合に申し入れるという手順ではなく、問題点は早期に労働組合に明らかにされ、労使が一体となり、改善に向けた検討を図られるよう、誠意ある対応を求めておきたいと思います。

それでは、具体の要求につきまして、書記長より申し上げます。

《申入れ文書の読み上げ》

(環境施設組合)

それでは、退職者数等につきまして、ご説明いたします。

令和2年度末の課長代理級以下の退職予定数につきましては、2名でございます。

また、本日現在で把握しております、病気休職者は1名。育児休業者、産前産後休暇中の職員はございません。

以上でございます。

(環境施設組合)

ただ今、来年度の業務執行体制にかかわる勤務労働条件の確保に関する申し入れにあたり、支部長から適切な要員配置等についての指摘がありました。

当環境施設組合としては、将来にわたって、市民に安定した良質なごみ焼却事業を提供するため、大阪市・八尾市・松原市・守口市の4市が一つの組織として、明確なガバナンスのもと、基礎自治体の責務であるごみ処理の責任と負担を公平に負う、長期的・安定的なごみ処理体制を構築し事業運営しているところです。

事業運営にあたっては、歳出削減や歳入確保等これまでの大阪市の取り組みを継承・発展させ、効果的・効率的な事業運営を図りつつ、業務内容・業務量に見合った体制を構築してまいりたいと考えております。

なお、本日お受けいたしました申し入れの内容については、各項目について確認を行い、勤務労働条件にかかわる事項については、改めて回答したいと考えております。

(労働組合)

ただいま、事務局長から現時点における回答を受けました。

その中で、環境施設組合のおかれている状況について述べられておりますが、支部としても、取り巻く諸状況について認識しているところですし、今後も、労

使が創意工夫をしながら、今日を乗り切っていかなければならないと考えているところでもあります。

しかしながら、現状においては、特に給与構造改革以降、賃金労働条件の悪化など次々に行われてきた中で、将来への不安による個々のモチベーションの低下が懸念されているところです。この間、組合員一人ひとりの献身的な努力によって、焼却処分事業が支えられていることは否めない事実であります。

今後の事業展開にあたって、労働条件の低下を前提とした計画の策定などありえませんが、このことは、「要員問題」と密接に関係するところでもありますので、組合と十分協議され、環境施設組合として責任ある対応を図っていただくことを求め、本日の交渉を終えたいと思います。